



はじめてのFP学習

第1分野：ライフプランニングと資金計画

健康保険の基本②

～医療費の自己負担と高額療養費を解説～





健康保険で受けられる主な給付

今回はここ！

給付

ざっくり役割

病気・ケガ
をしたとき



1 療養の給付

病院での医療費の一部を健康保険が負担してくれる。窓口で支払うのは原則3割。

2 高額療養費

医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を支給してくれる制度。

3 傷病手当金

病気やケガで仕事を休み、給与を受け取れないときに、休業中の生活を支えてくれる制度。

出産したとき



4 出産手当金

出産のために仕事を休み、給与を受け取れないときに、産前・産後の生活を支えてくれる制度。

5 出産育児一時金

出産したときに、出産費用の負担を軽くするために、まとまったお金が支給される制度。

亡くなったとき



6 埋葬料

被保険者が亡くなったときに、埋葬を行う人へ支給されるお金。

補足ポイント！



- ✓ 健康保険は、**医療費の負担だけでなく、休業や出産など生活のさまざまな場面を支えてくれます。**
- ✓ 国民健康保険には、**傷病手当金と出産手当金**が原則ありません。



療養の給付 ～医療費は何割負担？～

年齢別の自己負担割合



0 歳～小学校入学前

2 割

小学校入学～70 歳未満

3 割

70 歳～75 歳未満

2 割

補足ポイント！



- ✓ 70～74歳は原則**2割負担**ですが、現役並み所得者は**3割負担**となります。
- ✓ **75歳以降**は、**後期高齢者医療制度**という別の医療保険制度に移行します。



語呂合わせて覚えよう 

ランドセルを
背負うまで、
にこにこして待つ



小学校入学前まで → 医療費 **2割** 負担

7=な 0=ぜ 5年間 2=に
なぜか**5年間**、**人**気者



70歳以上75歳未満 → 医療費 **2割** 負担

※ 現役並み所得者は**3割**負担となります。



高額療養費 ～高額な医療費をサポート～



医療費が高くなっても大丈夫！
一定の**限度額**を超えた分は、
✦ **高額療養費**として戻ってくるよ！



70歳未満の
自己負担限度額
(～令和8年7月)



補足ポイント！

- ✓ 多数該当といって、医療費が高い月が続くと、**4回目から自己負担限度額がさらに下がります。**
- ✓ 総医療費は自己負担分ではなく、**10割分の医療費**で計算するので注意しましょう！

被保険者の所得区分		自己負担限度額
ア	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ	53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ	26万円以下	57,600円
オ	低所得者	35,400円



高額療養費 ～いくら戻ってくる？計算してみよう！～

1 まず、窓口で払う医療費



総医療費

100万円

100万円 × 3割
= 30万円

いったん窓口で30万円を支払います

2 自己負担限度額を計算

計算式（ウの区分）

$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$

$= 80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\%$

$= 80,100円 + 733,000円 \times 1\%$

$= 80,100円 + 7,330円$

= 87,430円

補足ポイント！



✓ 限度額適用認定証を使えば、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えられます。マイナ保険証なら、事前の申請も不要です。



30万円払っても大丈夫！
限度額を超えた212,570円は戻ってくるよ！

